

# ■「涼み処(すずみどころ)」として郵便局をご利用できます

## ● 概要

熱中症特別警戒情報が発表されている間、住民等を危険な暑さから身を守るための滞在場所(一時休息を含む)として、郵便局を開放します。

## ● 期間

令和6年7月1日から令和6年10月31日まで

## ● 対象郵便局と受入人数(目安) ※受入人数は混み具合によって変わる可能性があります。

対象郵便局	上北郵便局	乙供郵便局	甲地郵便局	徳万歳郵便局	小川原郵便局
受入人数(目安)	5人	10人	3人	3人	2人

## ● 涼み処としての利用時間

平日の午前9時～午後5時

## ● 活用方法

エアコンの効いている郵便局の窓口ロビー等で避暑。

## ● 緊急対応(避暑中の方が不調を訴えた場合等)

郵便局社員がご家族に連絡、救急車の要請等行います。

